

財務省告示第百五十五号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成十九年度の初日から平成二十年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年四月三十日

財務大臣 額賀福志郎

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成十九年度の初日から平成二十年三月三十一日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別
表第一の六の項名

輸入数量

五	四	三	二	一	
					ト ン 一一九トン 一・五八トン

三六、五四トン
一、五一四トン

二九	一八	二七	一六	一五	一四	一三	一三	一一	三三、四四一トン
八三三トン	ハトン	ハトン	一六、五五九トン	七、七七四トン	トン	三四トン	五、九二一ハトン	一トン	